



8 実質的にねこの飼い主と同一視される者は、当該ねこを屋外で飼養をする場合には、当該ねこの排せつ物その他の廃棄物の適正な処理その他周辺環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。

9 動物の飼い主は、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における動物の適正な飼養のための準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条第1項第7号中「努める」の次に「とともに、速やかに保健所その他関係機関に連絡するよう努める」を加える。

第12条を次のように改める。

#### 第12条 削除

第14条の見出しを「（野犬等の収容、譲渡等）」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を市長に申し込まなければならない。

第16条の見出しを「（犬又はねこの引取り、譲渡等）」に改め、同条第1項中「ときは」の次に「、やむを得ない理由があると認めるときに限り、これを引き取るものとする。この場合において、市長は」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第14条第6項の規定は、前項の規定による譲渡について準用する。

第16条の次に次の1条を加える。

（治療等）

第16条の2 市長は、第14条第1項の規定により野犬等を収容した